

特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き



平成29年4月 山口県

はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 10 年 12 月に施行されました。また、平成 23 年改正により、所轄庁の変更、認定事務の移行、申請手続の簡素化・柔軟化、会計の明確化、認定基準の緩和及び認定の効果の拡充等の措置が講じられました。

今般、平成 23 年改正法附則の検討規定に基づき、NPO 関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員による NPO 議員連盟において検討が行われ、NPO 法人の活動の健全な発展をより一層促進するため平成 28 年 6 月に法改正が行われ、一部を除いて平成 29 年 4 月から施行されることとなりました。

今回の法改正では、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置として、(1)認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等(2)貸借対照表の公告等(3)認定 NPO 法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等などの改正が行われました。また、情報公開の一層の推進を図るための措置として(1)事業報告書等、役員報酬規定等の備置期間の延長等(2)内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大、さらに「仮認定特定非営利活動法人」から「特例認定特定非営利活動法人」への名称変更などの改正が行われました。

本書は、こうした改正を踏まえ、認定・特例認定制度以外の特定非営利活動促進法に係る規定の内容や本県における手続方法等について解説していますので、認証申請や定款変更など諸手続を行う際に活用してください（認定・特例認定に関する手引きは別冊で作成）。

目 次

第1章 法律の概要-----	1
1 法律の目的-----	1
2 NPO法人になるための基準-----	1
3 設立の手續-----	1
4 NPO法人の運営・管理-----	2
(1)役員	
(2)総会	
(3)その他の事業	
(4)事業報告書等	
(5)定款変更	
(6)合併・解散	
(7)監督等	
5 法人格取得後の義務-----	3
(1)事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	
(2)納税	
6 NPO法人に係る県税の支援措置-----	5
(1)法人の県民税均等割の課税免除	
(2)不動産取得税の課税免除	
(3)自動車取得税の課税免除	
◎納税についての問い合わせ先	
7 NPO法人サポート融資制度-----	7
◎設立・運営等についての問い合わせ先	
第2章 NPO法人の設立について-----	9
1 設立の手續-----	9
(1)認証の申請	
(2)認証又は不認証の決定	
(3)法人成立後の届出	
2 認証の基準-----	10
<様式例（認証・設立登記）>-----	15

第3章	NPO法人の管理・運営について-----	45
1	NPO法人の報告義務-----	45
	(1)事業年度終了後の報告	
	(2)貸借対照表の公告	
	(3)役員変更等の届出	
	(4)仮理事の選任	
	(5)定款の変更	
2	NPO法人の情報公開 -----	56
	(1)NPO法人事務所での情報公開	
	(2)県での情報公開	
3	NPO法人に対する監督及び罰則-----	57
	(1)報告及び検査	
	(2)改善命令	
	(3)設立の認証の取消	
	<様式例（管理・運営）> -----	61
第4章	NPO法人の合併・解散について-----	96
1	NPO法人の合併 -----	96
2	NPO法人の解散・清算-----	97
	(1)NPO法人の解散	
	(2)清算の結了手続	
	<様式例（解散・清算）> -----	100
	<関係書類及び提出部数等>-----	107
第5章	法令集-----	111
1	特定非営利活動促進法 -----	113
2	特定非営利活動促進法施行条例 -----	148
3	特定非営利活動促進法施行条例施行規則 -----	150
4	組合等登記令（抜粋） -----	179
5	特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続法における情報通信の 技術の利用に関する法律の施行に関する条例-----	185
6	特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存 等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例 -----	188

第1章 法律の概要

1 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

2 NPO法人になるための基準

この法に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること
- ケ 理事3人以上及び監事1人以上を置くこと

3 設立の手続

NPO法人を設立するためには、法に定められた書類を添付した申請書（注1）を、山口県知事（以下「県知事」という。）に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から1月間、公衆に縦覧されることとなります。また、県知事は、申請書の受理後3月以内に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することによりNPO法人として成立します。

（注1）申請書の添付書類（下線は、縦覧される書類）

- ・ 定款
- ・ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ・ 就任承諾及び誓約書の謄本
- ・ 住所又は居所を証する書面
- ・ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ・ 第1章2のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ・ 設立趣旨書
- ・ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

4 NPO法人の運営・管理

(1) 役員

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事はNPO法人を代表(注2)し、その過半数をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、県知事に届け出ることが必要となります。

なお、役員には暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由(注3)があるほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

(注2) 理事の代表権については、定款をもって制限することができます。

(注3) 次のいずれかに該当する場合は、NPO法人の役員になることはできません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ 法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ 暴力団の構成員等
- ・ 法第43条の規定により設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

(2) 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

(3) その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

(4) 事業報告書等

毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類(活動計算書、貸借対照表)、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、県知事に提出することが必要です。

NPO法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

(5) 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、県知事の認証が必要です。ただし、下記に関する事項(注4)以外の定款の変更については、県知事の認証は不要です。

なお、この場合にも、定款変更後は県知事に届け出ることが必要となります。

(注4) 定款の変更にあたり県知事の認証が必要となる事項

- ・目的
- ・名称
- ・その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ・社員の資格の得喪に関する事項
- ・役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ・会議に関する事項
- ・その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ・解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ・定款の変更にに関する事項

(6) 合併・解散

NPO法人は、総会での議決・県知事の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者（注5）に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

(注5) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者

- ・他のNPO法人
- ・国又は地方公共団体
- ・公益社団法人、公益財団法人
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人

(7) 監督等

県知事は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すこともできます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

5 法人格取得後の義務

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させる（注6）とともに、県知事に提出し、一般公開されることとなります。

(注6) 閲覧される書類

<ul style="list-style-type: none">・役員名簿・定款・認証・登記に関する書類の写し・事業報告書・財産目録・貸借対照表・活動計算書・年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）・社員のうち10人以上の者の名簿	} 最新のもの
---	---------

<参考>事業報告書等の電子文書化について

<p>NPO法人が法の規定に基づき義務付けられている事業報告書等の書面等の保存、作成及び縦覧等については、パソコンなどによる電磁的記録により保存等ができます。</p> <p>■電磁的記録による保存、作成及び縦覧等の方法</p> <ul style="list-style-type: none">○ 保存方法 書面に記載すべきとされている事項をNPO法人のパソコンに備えられた磁気ディスク等（ファイル又は磁気ディスク、CD-ROM等）に記録した電磁的記録を保存する方法 書面をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法○ 作成方法 当該書面に記載すべきこととされている事項をNPO法人の使用するパソコンに備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録する方法○ 縦覧等の方法 当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項をNPO法人の事務所に備え置かれたパソコンの映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う方法

(2) 納 税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された収益事業(注7)から生じる所得に対して課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

(注7) 収益事業（法人税法第2条第13号、同法施行令第5条第1項）

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

※特定非営利活動に係る事業と法人税法上の収益事業の概念は異なるため、特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合があります。法人に係る税制の専門家に相談して下さい。

6 NPO法人に係る県税の支援措置

県では、NPO法人の設立・自立を促進するため、「特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例」（平成14年4月1日施行）に基づき、NPO法人に係る県税の支援措置を講じています。

支援措置の内容は、次のとおりです。手続など詳細については、最寄りの県税事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。

(1) 法人の県民税均等割の課税免除

法人の県民税均等割は、所得の有無にかかわらず納税すべき税金ですが、次のいずれかに該当する場合は、法人の県民税均等割（年額21,000円）が免除されます。

① 法人税法上の収益事業を行わないNPO法人の場合

※課税免除を受けるには、県税事務所に次の書類の提出が必要です。

- ア 登記事項証明書
- イ 定款の写し

② 法人税法上の収益事業を行うNPO法人で、その設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えなかった場合

※課税免除を受けるには、県税事務所に次の書類の提出が必要です。

- ア 法人県民税・法人事業税申告書
- イ 法人税申告書の写しなど課税免除の要件に該当することを証するに足る書類

(2) 不動産取得税の課税免除

不動産取得税とは、不動産(土地・家屋)の取得に対して課される税金ですが、NPO法人が以下の要件をすべて満たす不動産を取得した場合には、不動産取得税が免除されます。

- ・設立の日から3年以内に取得したもの
- ・定款に定める特定非営利活動に係る事業の用に供するもの
- ・無償で譲渡を受けたもの

※課税免除を受けるには、県税事務所に次の書類の提出が必要です。

- ア 不動産取得税申告書
- イ 課税免除の要件に該当することを証するに足る書類
 - ・登記事項証明書
 - ・定款の写し
 - ・契約書の写し（無償で譲り受けたことが確認できる書類）
 - ・その他必要な資料

（３）自動車取得税の課税免除

自動車取得税とは、自動車の取得に対して課される税金ですが、NPO法人が、以下の要件をすべて満たす自動車を取得した場合には、自動車取得税が免除されます。

- ・設立の日から３年以内に取得したもの
- ・定款に定める特定非営利活動に係る事業の用に供するもの
- ・無償で譲渡を受けたもの

※課税免除を受けるには、県税事務所自動車税課に次の書類の提出が必要です。

- ア 自動車取得税申告書
- イ 上記事実を証するに足る書類
 - ・登記事項証明書
 - ・定款の写し
 - ・無償で譲り受けたことが確認できる書類
 - ・その他必要な資料

◎ 納税についての問合せ先

県税事務所等	所在地	電話番号
岩国県税事務所	〒740-8516 岩国市三笠町1-1-1	0827(29)1500
柳井県税事務所	〒742-0031 柳井市南町3-9-3	0820(23)2121
周南県税事務所	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834(33)6411
山口県税事務所	〒753-0064 山口市神田町6-10	083(925)5750
山口県税事務所自動車税課	〒753-0821 山口市葵1-5-58	083(922)7691
山口県税事務所(防府分室)	〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835(23)7880
宇部県税事務所	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	0836(21)2111
下関県税事務所	〒751-0823 下関市貴船町3-2-1	083(223)7191
萩県税事務所	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838(25)3111
県庁税務課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083(933)2270

7 NPO法人サポート融資制度

山口県では、NPO法人が必要とする資金の融通を円滑にして、その事業の安定及び強化を図ることにより、NPO法人の社会貢献活動の促進に資するため、「NPO法人サポート融資制度」を設けています。

「NPO法人サポート融資制度」の概要は、次のとおりです。制度の詳細については、県庁県民生活課又は取扱金融機関までお問い合わせください。

NPO法人サポート融資の概要

(平成29年4月現在)

融 資 限 度 額	設備資金		5,000千円
	運転資金	運転資金	5,000千円
		つなぎ資金	(ただし、つなぎ資金は委託金等の額を上限とする。)
融 資 利 率	年率1.8%		
融 資 期 間	設備資金		5年以内
	運転資金	運転資金	1年以内
		つなぎ資金	1年以内 (ただし、委託金等の支払い期日を上限とする。)
保 証 人 ・ 担 保	設備資金		金融機関所定の方法
	運転資金	運転資金	同上
		つなぎ資金	同上 (保証人なし) (ただし、金融機関が代理人として委託金等を受領することについて、委託料等を支払う行政機関等の承諾が得られること。)
取 扱 金 融 機 関	設備資金		中国労働金庫
	運転資金	運転資金	中国労働金庫
		つなぎ資金	株式会社山口銀行 株式会社西京銀行 西中国信用金庫 萩山口信用金庫 東山口信用金庫 中国労働金庫

《融資の要件》

- ① 県内に事務所を置くNPO法人で、原則法人格取得後3年以上活動していること
 - ② 融資対象事業が定款に定められており、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することと認められること
 - ③ 融資対象事業を確実に行うことができること
 - ④ 自己資金のみでは融資対象事業の実施が困難であること
 - ⑤ 法第29条の事業報告書等が毎年提出されていること
 - ⑥ 事業税を滞納していないこと
 - ⑦ つなぎ資金の融資を受けようとするNPO法人にあつては、次の要件のいずれも満たすこと
 - ア 行政機関等から委託金等の支払いを1年以内に受けることが確実なこと
 - イ 取扱金融機関が代理人として委託金等を請求及び受領することについて、当該委託金等を支払う行政機関等の承諾が得られること
- ※ 一定の要件を満たす場合は、「山口県中小企業制度融資」の利用も可能です。

◎ 設立・運営等についての問合せ

【相談窓口】

やまぐち県民活動支援センター

〒753-0064

山口市神田町1-80 防長青年館（パルトピアやまぐち）2階

TEL 083-934-4666 FAX 083-934-4667

【担当窓口】

NPO法人の事務所の所在地を所管区域とする県民局又は県庁県民生活課（次の表のとおり）
※事務所が県外又は2以上の県民局所管区域に所在する場合は、県民生活課で受付等を行います。

担当窓口	所在地及び連絡先	所管区域
岩国県民局	740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1 TEL 0827-29-1506 FAX 0827-29-1591	岩国市、玖珂郡
柳井県民局	742-0031 柳井市南町3丁目9-3 TEL 0820-24-0250 FAX 0820-24-0275	柳井市、大島郡、熊毛郡
周南県民局	745-0004 周南市毛利町2丁目38 TEL 0834-33-6401 FAX 0834-33-6497	下松市、光市、周南市
山口県民局	753-0064 山口市神田町6-10 TEL 083-921-9540 FAX 083-925-4646	山口市、防府市
宇部県民局	755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50 TEL 0836-38-2116 FAX 0836-21-2116	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関県民局	751-0823 下関市貴船町3丁目2-1 TEL 0832-35-8791 FAX 0832-33-6217	下関市
萩県民局	758-0041 萩市江向河添沖田531-1 TEL 0838-21-0051 FAX 0838-21-0061	萩市、長門市、阿武郡
県庁県民生活課	753-8501 山口市滝町1-1 TEL 083-933-2614 FAX 083-933-2629	県外又は2以上の県民局所管区域に事務所を有する場合

【様式】

申請及び届出に係る書類の様式については、県のウェブサイト「山口県NPO法人データベース」(<http://npo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)の「NPO法人をつくろう！ー申請書・届出書、提出書ダウンロード」に掲載していますので、必要な様式をダウンロードして書類を作成してください。